

議 第 168 号

令和 5 年 9 月 4 日提出

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1の表55の項中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同表に次のように加える。

92	熊本市文化芸術推進基本計画策定委員会	熊本市文化芸術推進基本計画を策定するため、必要な事項を審議する。
93	熊本市宿泊税検討委員会	本市における宿泊税の導入に関する事項を審議する。
94	熊本市盛土対策検討委員会	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の規定に基づく規制区域の指定その他盛土等に係る対策の在り方について、必要な事項を審議する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表1の表55の項の改正規定は、公布の日又は空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（提出理由）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関を設置する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）新旧対照表

改正後（案）	現行																								
第1条 【略】 （設置） 第2条 別表に定めるところにより、執行機関及び公営企業管理者の附属機関を置く。 2 前項の規定によるもののほか、執行機関及び公営企業管理者は、規則又は企業管理規程で定めるところにより、その附属機関として次に掲げるもの（設置期間が1年以内のものに限る。）を置くことができる。 （1）本市が発注する業務等に係る受託者の選定に関し必要な審査又は審議をするもの （2）災害、事故その他の臨時に生じた行政課題への対処に関し必要な調査又は審議をするもの 第3条 【略】 別表 1 市長の附属機関	第1条 【略】 （設置） 第2条 別表に定めるところにより、執行機関及び公営企業管理者の附属機関を置く。 2 前項の規定によるもののほか、執行機関及び公営企業管理者は、規則又は企業管理規程で定めるところにより、その附属機関として次に掲げるもの（設置期間が1年以内のものに限る。）を置くことができる。 （1）本市が発注する業務等に係る受託者の選定に関し必要な審査又は審議をするもの （2）災害、事故その他の臨時に生じた行政課題への対処に関し必要な調査又は審議をするもの 第3条 【略】 別表 1 市長の附属機関																								
<table><tr><td></td><td>附属機関名</td><td>設置目的</td></tr><tr><td>1 ～ 54</td><td>【略】</td><td>【略】</td></tr><tr><td>55</td><td>熊本市空家等対策協議会</td><td>空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)<u>第8条第1項</u>の規定に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し必要な事項を協議する。</td></tr><tr><td>56 ～ 91</td><td>【略】</td><td>【略】</td></tr></table>		附属機関名	設置目的	1 ～ 54	【略】	【略】	55	熊本市空家等対策協議会	空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号) <u>第8条第1項</u> の規定に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し必要な事項を協議する。	56 ～ 91	【略】	【略】	<table><tr><td></td><td>附属機関名</td><td>設置目的</td></tr><tr><td>1 ～ 54</td><td>【略】</td><td>【略】</td></tr><tr><td>55</td><td>熊本市空家等対策協議会</td><td>空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)<u>第7条第1項</u>の規定に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し必要な事項を協議する。</td></tr><tr><td>56 ～ 91</td><td>【略】</td><td>【略】</td></tr></table>		附属機関名	設置目的	1 ～ 54	【略】	【略】	55	熊本市空家等対策協議会	空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号) <u>第7条第1項</u> の規定に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し必要な事項を協議する。	56 ～ 91	【略】	【略】
	附属機関名	設置目的																							
1 ～ 54	【略】	【略】																							
55	熊本市空家等対策協議会	空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号) <u>第8条第1項</u> の規定に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し必要な事項を協議する。																							
56 ～ 91	【略】	【略】																							
	附属機関名	設置目的																							
1 ～ 54	【略】	【略】																							
55	熊本市空家等対策協議会	空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号) <u>第7条第1項</u> の規定に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し必要な事項を協議する。																							
56 ～ 91	【略】	【略】																							

<u>92</u>	<u>熊本市文化芸術推</u>	<u>熊本市文化芸術推進基本計画を策定するため、必要な事</u>
	<u>進基本計画策定委</u>	<u>項を審議する。</u>
	<u>員会</u>	
<u>93</u>	<u>熊本市宿泊税検討</u>	<u>本市における宿泊税の導入に関する事項を審議する。</u>
	<u>委員会</u>	
<u>94</u>	<u>熊本市盛土対策検</u>	<u>宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第19</u>
	<u>討委員会</u>	<u>号）の規定に基づく規制区域の指定その他盛土等に係</u>
		<u>る対策の在り方について、必要な事項を審議する。</u>

2 ～ 5 【略】

	<u>【新設】</u>	
	<u>【新設】</u>	
	<u>【新設】</u>	

2 ～ 5 【略】

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表1の表55の項の改正規定は、公布の日又は空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。